

■権利関係 掲載問題一覧

出題テーマ	出題年	正解率			ウォーク 問掲載No.
		合格者	不合格者	受験者	
問1 意思表示	2019年	95.1%	77.4%	90.1%	—
問2 意思表示	2004年	97.5%	83.2%	91.9%	—
問3 意思表示	2020年10月	83.1%	59.4%	73.2%	161
問4 制限行為能力	2010年	89.1%	72.5%	83.0%	—
問5 制限行為能力	2003年	83.3%	61.1%	71.7%	9
問6 制限行為能力	2016年	88.7%	64.1%	79.9%	10
問7 時効	2015年	90.7%	60.3%	80.4%	15
問8 時効	2005年	70.8%	40.0%	59.0%	—
問9 時効	2019年	70.4%	45.7%	62.9%	—
問10 代理	2009年	97.2%	82.7%	92.8%	—
問11 代理	2012年	86.7%	55.5%	76.0%	—
問12 代理	2001年	92.1%	69.9%	79.3%	—
問13 代理	2020年12月	73.6%	48.9%	68.5%	171
問14 代理	2014年	67.8%	51.8%	63.0%	—
問15 代理	2002年	88.2%	62.4%	76.5%	—
問16 手付	2000年	88.9%	—	78.2%	34
問17 契約の解除	2005年	91.6%	58.3%	79.0%	—
問18 同時履行の抗弁権	2015年	64.7%	41.5%	56.8%	27
問19 弁済	2005年	93.5%	74.2%	86.3%	—
問20 契約不適合責任	2002年	95.3%	75.0%	86.1%	45

合格者と不合格者の正答率を一覧に。
「落とせない問題」が明確になります。

問30 物権変動	2019年	81.5%	44.6%	70.3%	59
問31 物権変動	2016年	79.1%	49.3%	68.4%	—
問32 物権変動	2004年	69.9%	34.6%	56.2%	65
問33 物権変動	2007年	92.8%	68.2%	82.5%	60
問34 不動産登記法	2				
問35 抵当権	2				
問36 抵当権	2				
問37 抵当権	2				
問38 抵当権	2				
問39 根抵当権	2				

【出た順必勝総まとめ講座】

合格者の正答率が高い順に過去問を再構成して掲載

出題テーマ	出題年	合格者	不合格者	受験者	ウォーク 問掲載No.
問40 連帯保証	—	—	—	—	—
問41 連帯保証・連帯債務	2003年	98.1%	77.3%	87.2%	—
問42 連帯保証・連帯債務	2008年	85.5%	55.0%	74.3%	87
問43 連帯保証・連帯債務	2004年	70.3%	38.2%	57.8%	84
問44 共有	2020年12月	92.5%	73.3%	88.6%	179
問45 共有	2007年	96.7%	77.6%	88.7%	—
問46 建物区分所有法	2018年	79.6%	52.2%	67.7%	98
問47 建物区分所有法	2020年12月	97.7%	71.1%	92.2%	182
問48 賃貸借	2020年10月	96.4%	83.3%	90.9%	159
問49 賃貸借	2003年	86.6%	58.7%	71.9%	106
問50 賃貸借	2016年	93.6%	60.1%	81.6%	103
問51 賃貸借	2011年	91.6%	64.8%	78.7%	—
問52 借地借家法（借家）	2003年	96.1%	82.1%	88.7%	—
問53 賃貸借・借地借家法	2005年	81.2%	50.8%	69.8%	—
問54 賃貸借・借地借家法	2010年	72.3%	49.0%	63.8%	—
問55 借地借家法（借家）	2020年12月	79.9%	55.3%	74.4%	181
問56 借地借家法（借地）	2016年	87.5%	60.9%	78.0%	122
問57 借地借家法（借地）	2012年	85.5%	62.2%	77.4%	124
問58 借地借家法（借地）	2020年10月	82.6%	51.2%	69.6%	166
問59 賃貸借・借地借家法	2008年	64.8%	48.9%	59.2%	125
問60 賃貸借・借地借家法	2014年	42.5%	26.3%	37.6%	—
問61 不法行為	2008年	84.3%	74.8%	80.6%	—
問62 不法行為	2013年	93.9%	83.4%	89.9%	136
問63 不法行為	2005年	74.5%	32.9%	58.6%	—
問64 不法行為	2012年	83.8%	58.9%	75.2%	134
問65 誹謗	2006年	71.7%	49.5%	63.5%	137
問66 委任	2002年	94.9%	79.7%	88.0%	139
問67 地役権	2002年	89.1%	75.7%	83.0%	144
問68 相隣関係	2009年	88.6%	66.9%	82.0%	145
問69 担保物権総合	2009年	70.4%	48.5%	63.7%	—
問70 物権総合	2007年	92.2%	65.3%	81.0%	—
問71 所有権	2004年	73.0%	57.9%	67.1%	—
問72 条件・期限	2003年	92.0%	70.4%	80.7%	—

LEC 東京リーガルマインド

複写・頒布を禁じます

問 11

代理に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 未成年者が代理人となって締結した契約の効果は、当該行為を行うにつき当該未成年者の法定代理人による同意がなければ、有効に本人に帰属しない。
- 2 法人について即時取得の成否が問題となる場合、当該法人の代表機関が代理人によって取引を行ったのであれば、即時取得の要件である善意・無過失の有無は、当該代理人を基準にして判断される。
- 3 不動産の売買契約に関して、同一人物が売主及び買主の双方の代理人となった場合であっても、売主及び買主の双方があらかじめ承諾をしているときには、当該売買契約の効果は両当事者に有効に帰属する。
- 4 法定代理人は、やむを得ない事由がなくとも、復代理人を選任することができる。

各問題にはワンポイント＆詳細解説で
押さえるべきポイントを掲載

LEC 東京リーガルマインド

複写・頒布を禁じます

合格者正解率	不合格者正解率	出題テーマ
86.7%	55.5%	代理
受験者正解率	76.0%	2012年(平成24年) 問2

ワンポイント解説 正解 1

- 1 誤 未成年者が代理人となって締結した契約の効果は、法定代理人による同意がなくとも、有効に本人に帰属する。
- 2 正 法人の代表機関が代理人によって取引を行った場合、法人の即時取得における善意・無過失の有無は、当該代理人を基準に判断される。
- 3 正 当事者双方があらかじめ承諾した行為については、当事者双方の代理人となることができ、その行為の効果は両当事者に有効に帰属する。
- 4 正 法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。

詳細解説

- 1 誤 代理人は、行為能力者であることを要しない。未成年者が法律行為をするには、当該未成年者の法定代理人の同意を得なければならないところ、その趣旨は未成年者の保護にあるから、未成年者の法定代理人の同意を得なければならないのは、未成年者に法律行為の効果帰属する場合である。代理の場合、代理人の法律行為の効果は本人に帰属するのであり、代理人に帰属するのではない。よって、未成年者が代理人となって締結した契約の効果は、法定代理人の同意がなくとも有効に本人に帰属する。
- 2 正 法人について即時取得の成否が問題となる場合、即時取得の要件である善意・無過失の有無は、第一的にはその代表機関について決すべきであるが、その代表機関が代理人によって取引を行ったのであれば、その代理人について判断すべきである。
- 3 正 同一の法律行為については、当事者双方の代理人となることはできない。ただし、本人（売主、買主双方）があらかじめ承諾した行為については、当事者双方の代理人となることができる。
- 4 正 法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任できる。任意代理人が復代理人を選任できる場合は本人の承諾を得たときやむを得ない事由があるときに限定されているが、法定代理人が復代理人を選任することができる場合は広く認められている。